

情報の非公開拡大 懸念する声も

〔秘密保護法10日施行〕

国の保有する重要な情報を漏らした公務員らに重罰を科す「特定秘密保護法」が10日施行される。政府はただちに特定秘密の指定をする。目に見える社会の変化がすぐに起きることはなさそうだが、公務員が漏えいに対する重罰を恐れ、萎縮することで、市民に必要な情報が徐々に届かなくなる可能性がある。「情報の非公開の範囲が今まで以上に広がらないか」という懸念の声も聞かれる。【青島県、写真も】



●情報公開で手に入れた高レベル放射性廃棄物の処分場に関する資料を手にする兼松秀代さん（岐阜市で11月24日）●岐阜市で白抜きにされた文書（左）と情報公開訴訟の結果、地名が明らかになった文書（右）

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ① 集落及び大規模地上施設がないこと。 | ④ 集落及び大規模地上施設がないこと。 |
| ② 地すべりの少ない地域であること。 | ⑤ 地すべりの少ない地域であること。 |
| ③ 標高差が大きい地域であること（最大100メートル以内） | ⑥ 標高差が大きい地域であること（最大100メートル以内） |
- 上述の条件を満たす適性地区として、本
地域
選定した。これらの地区の概略を第9表に
- | | |
|----------------|---------------------|
| (A) 岐阜県 [] 付近 | (A) 岐阜県中津川市天狗森山付近 |
| (B) 岐阜県 [] 周辺 | (B) 岐阜県恵那郡上矢作町三森山周辺 |
| (C) 岐阜県 [] 北部 | (C) 岐阜県恵那郡上矢作町北部 |
| (D) 長野県 [] 北部 | (D) 長野県下伊那郡平谷村北部 |
| (E) 長野県 [] 周辺 | (E) 長野県下伊那郡平谷村入川周辺 |
| (F) 岐阜県 [] 南部 | (F) 岐阜県瑞浪市南部 |

処分場調査地も白抜き 今後の開示はどうなる

岐阜県瑞浪市に、原発の使用済み核燃料からプルトニウムやウランを取り出した後に残る「高レベル放射性廃棄物」の処分方法を研究する施設がある。

岐阜市の主婦、兼松秀代さん(66)は地元の研究所の存在を約20年前に知った。「将来、処分場がつくられることはないのだろうか」。心配になって、施設を運営していた旧動力炉・核燃料開発事業団(旧動燃)や地元自治体に情報公開請求をするようになった。

旧動燃が全国各地に将来つくる処分場の「適正地区」を選定した文書が出てきた。しかし、場所を不特定な町村や地域名は白く抜かれて読めないようになっていた。情報公開訴訟を起すと、動燃の後身の核燃料サイクル開発機構(現・日本原子力研究開発機構)側は「事業遂行に支障がある」と開示しないように求めた。

特定秘密保護法の施行で懸念されること

官僚の萎縮

- ・ 官庁から発表される情報の範囲が絞られる
- ・ 記者の取材や国会議員の質問に対する情報提供が絞られる

情報公開

- ・ 非公開の範囲が今より広がる(広がっても外部からの検証は困難)

取材・報道、表現

- ・ 秘密に触れるような果敢な取材がしにくくなる
- ・ 「言わない方が無難」「書かない方が無難」という空気が広がる

内部告発

- ・ 省庁の不正を暴く秘密資料を持ち出して告発する行為が、罰せられる

2004年、処分場選定調査に関する文書の開示を求めた訴訟に勝訴。白抜きが取れた地名の一つに、地元の研究所のある「瑞浪市南部」があることが分かった。その後、兼松さんたちは研究所の周辺地域に処分場ができないか、研究所に危険がないか、情報公開に活用して監視し続けている。

兼松さんにとって、旧動燃は「核物質防衛」の名のもとに研究所の情報や秘密にする組織だと見える。対抗する唯一の手段が情報公開制度だ。「情報公開によって、同じ土俵で行政と話し合いができる」と話す。

そんなとき、特定秘密保護法が成立した。秘密指定の対象には、テロ防止の情報も含まれる。この法律が施行されることに、兼松さんは警戒感を持つ。「私たちの情報公開請求の対象は、特定秘密そのものがあるとは思わない。だが、不開示の範囲が広がって情報が出てこない恐れはないか」

研究所に関する情報が直接秘密指定されることなく、情報を持つ者の判断で開示されない情報の範囲が狭くなる可能性はある。そうなっても、市民には検証する手段がない。「都合の悪いことを隠す口実に使われる恐れがないだろうか」と思えてならない。

もう一つ気になることがある。研究所を監視する活動をする中で、「変わり者」という見方をされることなどがこれまでにあったという。「あらゆる団体」とみなされ、以前よりもっと社会から疎外された存在になることはないだろうか

えた3月15日、急上昇した屋外の線量に不安を感じていた。断水していたこともあり、多くの商店はシャッターを下ろし、人通りは目に見えて減っていた。ガソリンも手に入りにくくなっていった。

同僚の弁護士と、事務所をいったん閉めて県外に出る覚悟をしていた。3月17日、殺人事件の弁護士依頼が来た。迷った末、福島での活動を続けることにした。身を守る防具は雨がっぱしかなかった。それを身につけて車に乗り込み、人けのない市内を片道7キロかけて容疑者との接見に通った。「何だかという線量の情報しかなかった。それがどれだけの危険なのか分からず、誰も教えてくれない中、漠然とした不安を抱えたまま働いた」と振り返る。

加畑弁護士にも、周囲の人たちにも、身を守るために必要な情報が届かなかった。当時を振り返って、「住民がパニックになることを避けるために危険情報が流れなかったことにはなかつたのだろうか」と疑問に思うことがある。

特定秘密保護法

防衛、外交、スパイなどの防止

テロ防止の4分野の重要な情報として国が指定する「特定秘密」を守るため、漏らした公務員らに最長懲役10年の罰則を科す法律。逆に秘密を扱ったままにしたり、脅したりして特定秘密を聞き出しても同様の罰則を科す。秘密指定の権限は19省庁が持ち、5年ごとの区切りで最長30年まで延長が可能。ただし「やむを得ない」場合は60年一部はそれ以上の秘密指定も可能だ。

原発の安全性を 確認できるのか

11年3月の福島第1原発事故の際、避難に必要な情報が届かない日々を過ごした経験を持つ人々も、秘密保護法施行に不安を募らせている。

原発から約60キロ離れた福島市の事務所にいた加畑貴義弁護士(40)は、第1原発2号機が危機的な状況を迎えてはいけないと思う」と話す。

加畑弁護士は福島での仕事を終え、今は東京都立川市で開業している。弁護士として、秘密保護法による萎縮効果が出てくることを懸念する。「情報を手に入れる努力もできなくなってしまうことが起きないか。社会正義のために真実を求める使命のある弁護士として、怖くて調査ができなくなるようなことが起きてはいけないと思う」と話す。